



お試しのはずだったのに・・・

事例

SNSの広告で500円のダイエットサプリを見つけた。定期購入縛りがなくいつでも解約できるようなので、試しに注文した。その後ネットで、高額請求されるとの情報を見て、不安になって解約を申し出たところ、定価1万円から500円を差し引いた差額の支払いが必要だと連絡があった。そのような条件は見ておらず、解約したい。(10代 女性)



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 「回数縛りなし」と表示されていても、初回での解約は通常料金が必要だったり、商品発送前に電話で連絡しないと解約にならなかったりするケースが多くみられます。
- 定期購入の場合、事業者は販売サイトの最終確認画面などで定期購入の回数や支払総額などの注文内容をわかりやすく表示することになっています。
- 契約内容について必要な事項を表示していない広告や、誤認させる広告により申込みをした場合は、契約を取り消せる可能性があります。
- 最終確認画面で定期購入となっていないか、支払総額はいくらかなどをよく確認し、スクリーンショットなどで保存しておきましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188 (「嫌や！」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

